

3月開催の自動車税預り保証金の取扱いについて

開催日	書類・名変期限	自動車税・預かり保証金	
		普通車（県内、県外）	軽自動車
第 1221回 (3月6日開催)	3月31日迄	自動車税は預りません。 3月31日までに名変されない場合は、 ペナルティ3万円+年税額 を頂きます。	※3月6日開催分は3月31日までに名変を厳守して 下さい。自動車税は預りません。 ◎車両代金と同時に保証金1万円を落札店様より計算書 にて徴収させていただきます。尚、3月31日までに名変され ない場合は ペナルティ3万円+年税額 を 頂きます。
第 1222回 (3月13日開催)	4月末日迄	◎車両代と同時に1年分を落札店様より計算書にて 徴収させていただきます。	◎車両代金と同時に自動車税1年分と預り保証金1万円を 落札店様より計算書にて徴収させていただきます。
第 1223回 (3月20日開催)		【3月名変の場合】名変結果到着後、全額落札店様 へ返金させていただきます。	【3月名変の場合】名変結果到着後、全額落札店様へ返 金させていただきます。
第 1224回 (3月27日開催)		【4月名変の場合】名変結果到着後、全額出品店様 へ返金させていただきます。	【4月名変の場合】名変結果到着後、自動車税1年分を出 品店様へ返金させていただきます。預り保証金1万円は落札 店様に返金させていただきます。

《出品店様へ》

・ 3月6日開催（1221回）は、3月中名変となりますので、お早めの書類提出をお願い致します。

《落札店様へ》

・ 3月6日開催（1221回）は、必ず3月中名変をお願い致します。

※3月13日、20日、27日（1222回、1223回、1224回開催）分につきましては、今月中名変での出品は不可となります。

三重県中古自動車販売商工組合

<A A担当者・書類担当者　さま　へお知らせ>

「書類有効期限特例についてのご案内」

3月は年度末につき、下記事項に充分ご注意ください、書類手続き等を願います。

開催日	書類有効期限	内 容	名変Jt'-提出期限
3月1日(木) (第1468回)	3月末日	出品申込書への記載の有無に関わらず、 全車3月末日までに名変のこと 但し、書類決済が3月8日(木)までに なされたもの。	全車4月5日まで
3月8日(木) (第1469回)	4月末日	通常通り	3月登録→4月5日まで 4月登録→5月5日まで
3月15日(木) (第1470回)	4月末日	通常通り	3月登録→4月5日まで 4月登録→5月5日まで
3月22日(木) (第1471回)	4月末日	通常通り	3月登録→4月5日まで 4月登録→5月5日まで
3月29日(木) (第1472回)	4月末日	通常通り	3月登録→4月5日まで 4月登録→5月5日まで

◎ 平成24年度の自動車税は、全て落札店負担となります。

◎ 成約書類については、開催日より翌週土曜日迄にA A会場へ必着下さい。
提出無き場合は、書類遅延ペナルティーの対象となります。

◎ 翌月末日までの書類有効期限を満たさない物は、必ず、出品申込書に書類期限
を記載してください。但し、書類がJ U愛知に到着した時点で書類期限が
1ヶ月以上あるものに限ります。

◎ 3月1日開催分の特例対象書類は、3月8日(木)までに事務局へ必着のことと
します。以降の到着分は、落札店の要望により差換え、又は、早期名変ペナル
ティー20,000円の対象とさせていただきます。

◎ 3月8日以降の開催分は、通常通りのルールと致します。

<出品店の皆様へ>

1. 車検残が翌月末日を満たさない車両は、極力抹消出品でお願い致します。
又、委任状には有効期限を記入いただき、書類は極力、自社名義にてご出品願
います。
＊ 必ず、委任状・譲渡証の旧所有者、車台番号欄等は記載してください。
(万一、記載されない場合、落札店にて書き損じがあったとしても差換えペ
ナルティー対象外)
2. 自賠責譲渡証は、必ず添付して下さい。
3. 3月開催A A分については自動車税還付請求書の受理は致しません。
4月／5月／6月A A開催分につきましては、自動車税還付請求書を添付する
場合は、24年度分納税証明書の添付をお願い致します。

<お願い>

自動車税還付請求書を提出される場合で、自動車税が納付されていない場合
が多々ありトラブルの原因となっております。自動車税還付請求書を提出さ
れる場合は、納税証明書の添付をお願い致します。
※添付された書類で還付請求が出来なかった場合(未納・期限切れ等)は、
還付請求金額を出品店の責任で返金していただきます。

<落札店の皆様へ>

1. 標記の条件にて、書類の受領及び、名変完了をお願い致します。
2. 3月開催分の軽自動車の新年度自動車税は、全て、落札店負担とさせていた
だきます。
3. 書類登録期日までに名変完了出来なかった場合は、名変遅延ペナルティー10,
000円を申受けます。
以降、10日経過毎に10,000円加算させていただきます。
但し、書類差換えの場合は、原則として徴収しないものと致します。
※ 早期名変分も、遅延ペナルティーの対象となります。
4. 名義変更は、規程通り翌月の末日までに登録を完了し、コピーは登録の翌月5
日までに必ずオークション会場へ必着させてください。(FAXでも可)
注:当月登録されたものも翌月の5日までに必着して下さい。年度末特例は左表通り。
尚、名義変更後のコピーが登録の翌月5日までに必着しない場合は、自動車税
及び保証金の返金が出来ませんので、ご注意下さい。

J U愛知オークション会場

会 員 各 位

平成24年3月開催の自動車税預かり保証金の取り扱いについて

毎々、JU岐阜・羽島オートオークションにご参加賜り誠にありがとうございます。心より厚く御礼申し上げます。

下記の通り、3月開催分の自動車税預かり保証金の取り扱いをご案内させていただきます。会員各位におかれましては、ご一読の上、ご理解ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

開 催 日	書類・名変 期限	預かり保証金	
		普通車	軽自動車
3月3日 (第1355回)	3月末日迄	平成24年度1年分預かり 名変結果到着後、全額落札店様へ返金させていただきます。	一律1万円預かり 名変結果到着後、全額落札店 様に返金させていただきます。
3月10日 (第1356回)	4月末日迄	平成24年度1年分預かり 【移転登録の場合】 3月移転登録・・・全額落札店様へ返金 4月移転登録・・・全額出品店様へ返金	一律1万円預かり 【3月登録の場合】 名変結果到着後、全額落札店 様へ返金させていただきます。
3月17日 (第1357回)			
3月24日 (第1358回)		【抹消登録の場合】 3月抹消登録・・・全額落札店様へ返金さ せて頂きます。 4月抹消登録・・・1ヶ月分を出品店様へ、 残額を落札店様へ返金させていただきます。	【4月登録の場合】 24年度分自動車税を出品店様 へ、残金を落札店様へ返金させ て頂きます。
3月31日 (第1359回)			

※ 3月3日開催（第1355回AA）は全車3月中名変です！！

【出品店様へ】

- ・ 車検残の少ない車輛は抹消の上ご出品下さい。
- ・ 3月3日開催（第1355回AA）は3月中名変となりますので、**お早めの書類提出**をお願い致します。
- ・ 3月10日開催（第1356回AA）～3月31日開催（第1359回）は、**4月末日迄の書類期限**をお願い致します。（但し、リスト記載がある場合を除きます。）

【リスト記入がある場合の最短書類有効期限】

3月10日開催（第1356回AA）以降 …… 開催日より1ヶ月

【落札店様へ】

- ・ 3月3日開催（第1355回AA）は、必ず**3月中名変**をお願い致します。
又、名義変更の結果報告は**4月2日迄**に行ってください。
- ・ 名変結果報告期限以降の到着分に関しましては、JU岐阜にて現在登録証明をあげさせていただきます。
（費用 2,000 円は落札店負担）

JU岐阜・羽島オートオークション

〒501-6330 岐阜県羽島市堀津町 2211 番地
TEL 058-398-5100(代)